

宿泊施設の客室のバリアフリー化基準を制定しました

1. 基準の趣旨

- 名古屋市では、**高齢者、障害者の方等を含む全ての方が安心して利用できる宿泊環境**がアジア競技大会・アジアパラ競技大会のレガシーとなることを目指し、**客室の基準を策定**しました。
- 一定規模以上の建築物の新築時等において、利便性、安全性を向上するため、段差を設けないことなど**一般客室内部の基準を条例により定め、義務化**します。

2. 基準の概要

条 例	名古屋市高齢者、障害者等が円滑に利用できる宿泊施設の客室の整備に関する条例 通 称：客室バリアフリー条例 施行日：令和8年10月1日 （届出にかかる一部規定は公布の日（令和8年3月30日））
対 象	建築（新築、増築、改築又は用途変更）する部分の 床面積の合計が、1,000㎡以上の宿泊施設における一般客室 （車いす使用者用客室を除くすべての客室） 注1 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項第四号に規定する営業の用に供する施設及び旅館業法第2条第3項に規定する簡易宿所営業の施設を除く 注2 和室部分及び増築の場合の既存部分は対象外
内 容	客室面積 15㎡ 未満 ▶ 高齢者や障害者の方等に配慮した基準 客室面積 15㎡ 以上 ▶ 車いす使用者を含めた高齢者や障害者の方等に配慮した基準 ※2以上のベッドの客室は、基準面積に4㎡を加算（15㎡→19㎡） 基準の概要は ▶ 裏面参照 ※詳細は条例本文をご確認ください
手 続 き	対象施設の 工事着手 30日前までに整備計画の届出 が必要
そ の 他	本基準によるほか、一定のバリアフリー化がされた宿泊施設は、建築基準法第52条第14項第1号に基づき便所及び浴室等の床面積の一部を容積率緩和の対象とします。

条例本文や手続きの流れ等は、[名古屋市公式ウェブサイト](#)にてご確認ください。右のQRコードを読み取るかトップページのページID入力欄に「1047628」と入力してください。



お問合せ先

名古屋市 住宅都市局 建築指導部 建築審査課（市役所西庁舎2階）

所在地：〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

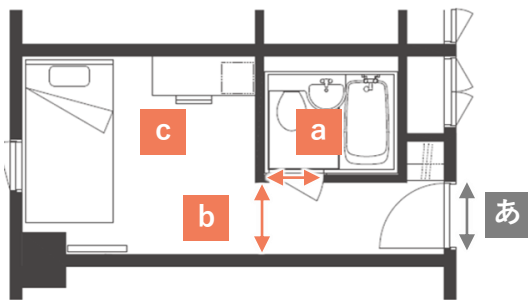
電話番号：052-972-2929 電子メール：a2930@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

3. 基準・イメージ図

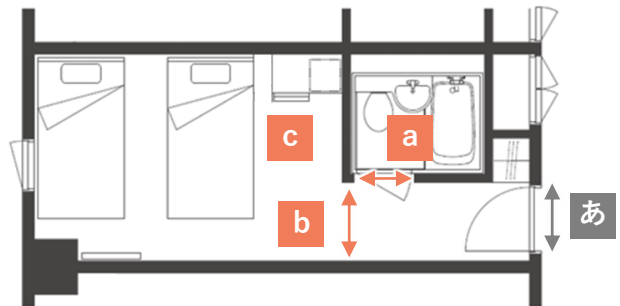
ご不明な点等がありましたら、
お問合せ先までご相談ください

(1) 高齢者や障害者の方等に配慮した基準

ベッド1台（シングルルーム）の場合
客室面積 15 m² 未満



ベッド2台以上（ツインルーム等）の場合
客室面積 19 m² 未満

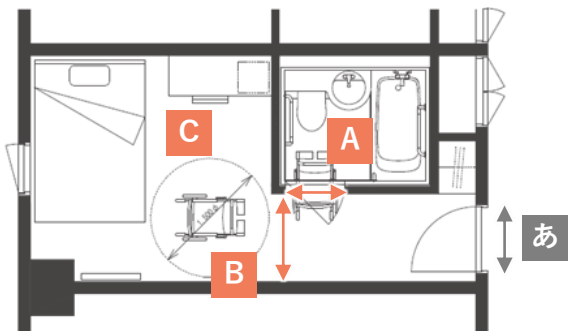


a 客室内の便所及び浴室等の出入口幅	有効幅員 70 cm 以上
b 客室内の便所及び浴室等の出入口に接する通路の幅	有効幅員 80 cm 以上 (脱衣室・洗面所等がある場合その出入口幅も対象)
c 客室内の段差等	客室内に階段又は段を設けない
その他（誘導基準）	便所・浴室への手すりの適切な配置に努める

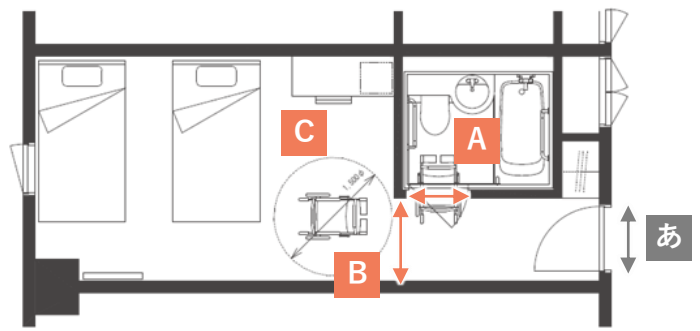
あ 人にやさしい街づくりの推進に関する条例（愛知県）により、客室出入口の有効幅員 80 cm 以上

(2) 車いす使用者を含めた高齢者や障害者の方等に配慮した基準

ベッド1台（シングルルーム）の場合
客室面積 15 m² 以上



ベッド2台以上（ツインルーム等）の場合
客室面積 19 m² 以上



A 客室内の便所及び浴室等の出入口幅	有効幅員 75 cm 以上
B 客室内の便所及び浴室等の出入口に接する通路の幅	有効幅員 100 cm 以上 (脱衣室・洗面所等がある場合その出入口幅も対象)
C 客室内の段差等	客室内に階段又は段を設けない
その他（誘導基準）	車いすの転回スペース、ベッド移乗スペースの確保、便所・浴室への手すりの適切な配置に努める

あ 人にやさしい街づくりの推進に関する条例（愛知県）により、客室出入口の有効幅員 80 cm 以上